



高額療養費制度とは？

～70歳未満の方へ～

医療費とは、通常、総医療費の何割かを医療保険が負担し、残りを一部負担金として患者さん自身が自己負担することになっています。

(自己負担の割合は年齢・収入・保険者などによって異なります)

しかし、医療費の総額が増加すればするほど自己負担額も増加します。

そのため患者さんの自己負担の上限(自己負担限度額)を決め、上限以上かかった場合は保険者がまかない、患者さんの負担を軽減するという仕組みが『高額療養費制度』です。



■70歳未満の方■

1か月あたりの医療費の支払いが自己負担限度額を超えた場合、申請により自己負担限度額を超えた額の払い戻しを受けることができます。申請してから高額療養費が償還されるまで、通常2～3カ月かかります。そのため、限度額適用認定証(裏面参照)の発行をおすすめします。

※「1か月」とは、その月の1日～末日までのことで、月をまたいだ合算はできません。

※1人の被保険者につき、同一の医療機関、また複数の医療機関で、入院・通院、医科・歯科別に計算します。

<高額療養費における自己負担限度額>

限度額適用認定証区分	所得区分	自己負担限度額(1か月)	多数該当
ア	上位所得者(年収約1,160万円) 健保:標準報酬月額83万円以上の方 国保:年間所得901万円超の方	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	上位所得者(年収約770万円～約1,160万円) 健保:標準報酬月額53万円以上79万円以下の方 国保:年間所得600万円超901万円以下の方	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	一般所得者(年収約370万円～約770万円) 健保:標準報酬月額28万円以上50万円以下の方 国保:年間所得210万円超600万円以下の方	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	一般所得者(年収約370万円未満) 健保:標準報酬月額26万円未満の方 国保:年間所得210万円以下の方	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税の方	35,400円	24,600円

*総医療費とは…保険適用される診療費用の総額(10割)です。

ご注意ください



- ・柔道整復、針灸、あん摩マッサージの施術、保険外診療費、食事療養費、差額ベッド代、寝具代、おむつ代、診断書代など医療保険適用外のものは高額療養費に含まれません。
- ・申請期限は、診療を受けた翌月初日から2年以内です。

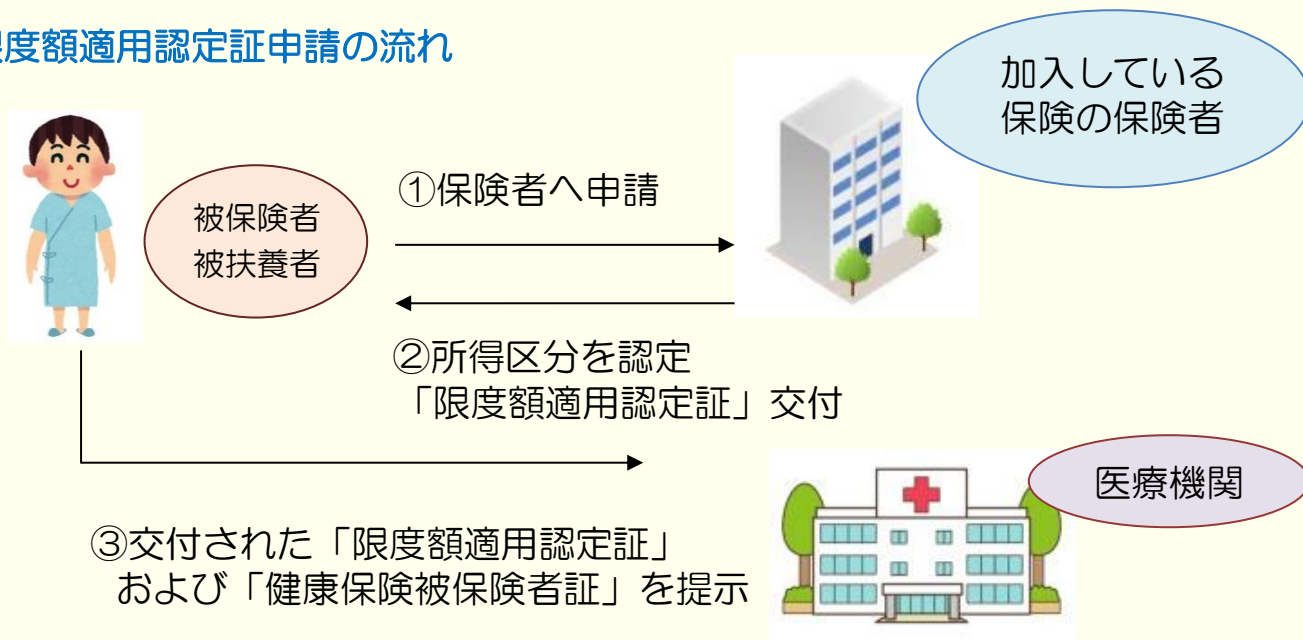
「限度額適用認定証」

を申請しましょう！！

■「限度額適用認定証」とは…？

限度額適用認定証は、70歳未満の被保険者が治療を受けた場合の医療費の自己負担限度額を示すものです。医療機関等の窓口へ提示することにより、1か月の窓口負担が自己負担限度額までとなります。

■限度額適用認定証申請の流れ



※注意すべき事項※



- 高額な治療が予定されている方は、事前に発行手続きを行って下さい。
- 限度額適用認定証は、申請書受付月より前の月にさかのぼって交付を受けることはできません。
- 医療機関に提示できなかった場合や、保険料の滞納などにより限度額適用認定証が交付されない場合は、表のページで説明した「高額療養費」の申請を行うこととなります。
- 1か月のうちに複数の医療機関、あるいは入院・通院が複数回あり、合算して限度額を超えるときは「高額療養費」の申請を行うこととなります。
- 高額療養費と同様に、健康保険適用外のものは別途支払いが必要です。

記載の内容は、2024年1月の情報に基づいています。今後の制度等の改定により内容に変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

埼玉県立循環器・呼吸器病センター
患者サポートセンター